

公益法人制度における残余財産の処分について

平成 29 年 12 月 12 日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

○ 法律の規定

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
第 5 条

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に

類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体

に贈与する旨を定款で定めているものであること。

○ 修飾語句のかかり方のモデル

4 つのものの選択的接続（A、B、C 又は D）の場合

- ・ A～D の全てにかける場合 … 「○○○A、B、C 又は D」
- ・ A のみにかける場合 … 「○○○A 又は B、C 若しくは D」
- ・ A 及び B にかける場合 … 「○○○A 若しくは B 又は C 若しくは D」
- ・ A、B 及び C にかける場合 … 「○○○A、B 若しくは C 又は D」

○参考

①公益法人制度改革に関する有識者会議報告書（平成16年11月19日）（抜粋）

3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方

(2) 判断要件のあり方

③ 規律

ウ 残余財産の帰属

(略)

このため、公益性を有する法人の残余財産に係る定款・寄附行為の定めの内容については、例えば、帰属者となり得る者を他の類似目的の公益性を有する法人や国・地方公共団体等の一定の範囲に限ることとすべきである。

(略)

②今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）（抜粋）

7 公益法人制度の抜本的改革

(略)

このため、一般的な非営利法人制度、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み、現行公益法人の新たな制度への移行等について、その基本的枠組みを別紙3のとおり具体化し、これに基づき、更に具体的な検討を進めることとし、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指す。

(別紙3) 公益法人制度改革の基本的枠組み

3 公益性を有する非営利法人を判断する仕組み

(2) 判断要件

(略)

法人の規律については、同一親族等が理事及び評議員に占める割合を制限すること、解散した法人の残余財産の帰属者を他の類似の公益目的の法人や国・地方公共団体等一定の範囲に限ること、将来の公益的事業の実施に必要な範囲を超えた過大な資金等が留保されないこと、株式保有等を資産運用等の場合を除き原則として禁止することなど所要の要件を設ける方向で検討する。

③公益認定等委員会議事録（第54回・平成21年6月5日）（抜粋）

○事務局 認定法の読み方なんですけれども、「類似の事業を目的とする」というのは、他の公益法人というのと次に掲げる法人と両方にかかりますので、国もしくは地方公共団体の場合は、類似の事業を目的としなくていいのですけれども、他の公益法人と次に掲げる法人は、類似の事業を目的としないといけない。そう解さないと、認定法5条17号のところ、政令で定めていますけれども、その政令の8条の定めが理解できなくなってしまうので、この解釈としては、「類似の事業を目的とする」は、類似の事業を目的とする他の公益法人、もしくは、類似の事業を目的とする次に掲げる法人、または国あるいは地方公共団体ということで、独立行政法人は2に掲げられていますので、類似の事業を目的とすると。